

令和5年度第3回審議会 事前意見

番号	委員名	意見内容	回答
1	A委員	この方向性でよいと思います。	委員の皆様にご意見をいただきながら、今後とも、継続的かつ安定的にし尿処理業務が行われるように、適正な処理手数料の設定に努めてまいります。
2	B委員	P.15処理手数料の設計について、 【現行】187円/18L→【改定案】209円/18Lを入れてはどうでしょうか。	審議会にて説明します。
3	C委員	P.13の資料では、処理手数料の設計において、人件費は直接・間接経費を合わせ約8割になっている。 人件費は平均的な作業員や事務員の給与をもとに算定されたものと思うが、前回改定からどのように算定数値を導き出したのかお聞きしたい。	倉敷市職員の給与から算出しています。 ・直接経費の人件費：倉敷市技能労務職50歳モデル給与 ・間接経費の人件費：以下の合計を車両3台で割ったもの（※車両1台あたりに換算するため）。 ① 責任者：倉敷市課長補佐級50歳モデル給与 ② 事務員：会計年度任用職員給与
4	C委員	児島地区の直営を堅持していくためには、必要人員を確保しつつ人件費の抑制は必要と考えるが、今後どのように行っていくのかお聞きしたい。	技能労務職の採用は、必要人員を検討しながら、人事課と協議を行い、人事課が採用を行っています。なお、給与については、人事課が人事院勧告や労使交渉も踏まえながら、適宜見直しを行っております。 くみ取り業務の効率化・最適化については、今後とも継続して努めてまいります。
5	C委員	P.16の資料で、ホース延長加算金は150円アップとなっている。現行の作業内容に変更がないと考えるならば、これほどの見直しをする理由は何かお聞きしたい。	し尿の処理手数料（加算金を含む。）は、概ね5年間隔で見直しを行っておりますが、結果として、消費税改正に伴うものを除き、平成9年度から据え置きを継続しています。 このような中、平成9年比で見ると人件費は約1割増加しており、また、ホース延長にかかる作業は、くみ取り世帯の点在化に伴い、処理困難世帯（立地等により嚴重な安全確認が必要な世帯や、ホースを数本つなげて延長する必要のある世帯等）が相対的に増え、これにより平均作業時間も当時に比べ増加しているものと考えられます。 この人件費と作業時間の増加により、ホース延長加算金については、処理手数料に比べ増加率が大きくなったものと考えられます。

令和5年度第3回審議会 事前意見

番号	委員名	意見内容	回答
6	C委員	現在のくみ取りを行っている世帯について、近年下水処理や合併浄化槽への転換はどのように進んでいるのか。 新規での合併浄化槽の設置に補助金が出ることで転換が進んでいるのであれば、下水が普及している世帯への下水の転換について、公平性を担保しつつ、時限を定めて政策的に手立てを打つことも考えられるが、どのようにお考えなのかお聞きしたい。	合併浄化槽の普及促進は、下水道処理区域（原則、下水道接続すべき区域）及び下水道予定処理区域以外の区域で推進しています。担当部署の合併浄化槽推進室に確認したところ、合併浄化槽への転換に係る法的義務はないものの、くみ取り世帯及び単独浄化槽世帯からの合併浄化槽への転換に係る補助金を設け合併浄化槽の普及促進に努めています（下水道処理区域でない区域の、合併浄化槽の使用人口は公表されていません。）。 一方、下水道処理区域における、くみ取り世帯の下水道への転換については、下水道法により、下水道が供用開始（使用可能）になってから3年以内に行わなければならないことになっています。 担当部署である下水普及課に確認したところ、期間内の接続を推進するため、改造費用の補助や金融機関に融資のあっせんをする制度を設けております。また、申請期限に合わせ、供用開始から3か月、9か月、2年6か月の時点で対象世帯を訪問し、なるべく補助金等を活用して頂きながら下水道に接続がされるよう取組を進めています。なお、義務期限が過ぎた世帯についても定期的に訪問し、普及促進を行っています。 このような取組もあり、下水道処理区域内の下水道接続人口は順調に増加しており、令和5年3月末時点で93.6%になっています。
7	D委員	し尿処理手数料は値上げすべきだと思います。作業の大変さが今回いただいた資料でよく理解しました。合併浄化槽に転換する場合、補助金が支給されるとのことなので、くみ取りの世帯に推進していく必要があると思います。	委員の皆様にご意見を頂きながら、今後とも、継続的かつ安定的にし尿処理業務が行われるように、適正な処理手数料の設定に努めてまいります。

令和5年度第3回審議会 事前意見

番号	委員名	意見内容	回答
8	E 委員	し尿処理手数料の見直し時期が急務で、反対します。新型コロナウイルス感染症の影響により、アリオの店内の店が半分ほど閉店しています。倉敷駅1階の店全部が閉店しています。店が閉店することで、倉敷市民の経済は悪化しています。食料品だけが値上がりし、中小企業、年金も少なく、見直しで金額がupすることで、倉敷市民の生活苦になる一方だと思います。 処理手数料22円、ホース延長150円upは、何を基準に見直したのか分かりません。倉敷市民全体の経済回復するまで見直しをせず、現状維持の料金体制をお願いいたします。	・し尿の処理手数料は、従前より定期的（概ね5年ごと）に見直しを行い、審議会で金額を変更すべきか御審議いただいているところです。また、今回の見直し案は、直営による経費に基づき積算したものです。 ・し尿処理業務は、廃棄物処理法で倉敷市に課せられた使命であり、今後、さらにくみ取り世帯が減少し、経費が増額したとしても、くみ取り世帯がいる限り行っていかなければならない業務です。 ・また、児島以外の地区のし尿処理業務を担っている許可業者は、市の定めた処理手数料を超える料金を徴収できません。物価や人件費が上昇する中適正な料金を徴収できない状態が続くと、継続的かつ安定的に業務を行うことができなくなり、ひいては市民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保に支障をきたす恐れがあります。 ・これらを踏まえ、今後、10年後、20年後も継続的かつ安定的にし尿処理業務を行い、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の確保を行っていくためには、処理手数料の見直しは不可欠であると考えております。今後とも、し尿処理業務を適正に行うため、御理解のほどよろしくお願いいたします。
9	F 委員	処理手数料がどのように決まっているか、現行と今回の積算根拠を教えてほしい。また、見直しの頻度や、処理手数料をいつから変更していないかを教えてほしい。	し尿の処理手数料は、概ね5年間隔で見直しを行っておりますが、結果として、消費税改正に伴うものを除き、平成9年度から据え置きを継続しています。 今回の処理手数料の見直し案は、直営による経費（人件費、物件費、車両関係費、管理費）をもとに算出しており、現行比で約1割増になっています。 なお、平成9年比で、令和5年の物価は108.1%（消費者物価指数総合）、賃金は106.5%（賃金センサス）になっており、物価等の増加率を踏まえても、処理手数料の見直し案は適正であると考えています。

令和5年度第3回審議会 事前意見

番号	委員名	意見内容	回答
10	G委員	ホース延長加算金について、現行で、使用するホースが40mを超える場合に適用されていますが、ホースの長さに応じて作業時間も変わることから、丁寧な説明を対象者にはして頂きたいと思います。	対象者には、丁寧な説明を行わせて頂きます。